

国際養子縁組制度に関する国際比較調査研究

研究企画・情報部 小山 修・大和田夏美
子ども家庭福祉研究部 澁谷昌史・才村 純・庄司順一
非常勤研究員 有村大士（日本社会事業大学大学院）

目的: G 7加盟国を中心に、各国の国際養子縁組に関するハーグ条約の批准状況と国内法など法・制度の実態を把握し、わが国の国際養子縁組制度のあり方について検討する。

対象及び方法: 社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ）の協力を得て、国際社会事業団（ISS）支部（19 カ国）を対象に、電子メール及び郵送法により質問紙調査を行った。また、カナダについては州の実態を把握するために、同様の調査を実施した。

結果: 9 カ国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、オランダ、スイス、イスラエル）の ISS 支部とカナダ 2 州から回答があった。その結果、アメリカを除く 8 カ国がハーグ条約を批准し、それにとりなす国内法の改正や諸制度をハーグ条約に準じて整備していた。とくにわが国の課題の一つである縁組斡旋団体の認可、監督に関する法律や、縁組斡旋に携わるソーシャルワーカーの雇用についても規定を持つ国があった。縁組の最終決定者は、わが国と同様に裁判官が行う国はドイツ、イギリス、オランダで、その他主務大臣や州知事、政府委員会などさまざまであった。不法な縁組斡旋を行った団体への罰則規定は 7 カ国から回答があり、資格の剥奪、懲戒、財政的な制裁などであった。未批准国であるアメリカは、国際養子縁組法が合衆国法として成立し、2007 年を目途に批准する予定である。

考察: 国際養子縁組に関するハーグ条約の批准は国際的趨勢であり、2007 年にアメリカが批准すれば G 7加盟国中日本だけが未批准国になる。特に、わが国での縁組申請条件として子どもの権利擁護の立場から、児童相談所による縁組調書と意見書を家庭裁判所に提出することを要件とすべきである。また、縁組認定に当たって権限ある当局と認可を受けた団体による証明が必要となるので、縁組斡旋団体の認可制と斡旋料を含む、縁組に関するガイドラインの検討が必要である。

キーワード: 国際養子縁組、ハーグ条約、子どもの権利擁護

Cross-National Research on International Adoption System

Osamu OYAMA, Masashi SHIBUYA, Jun SAIMURA,
Natsumi OWADA, Junichi SYOJI, Taishi ARIMURA

The purpose of this study is to examine the international/inter-country adoption system in Japan through cross-national research on the status of ratification of the Hague Treaty and development of domestic legislation. Under mutual corporation among International Social Services (ISS) Japan and Japan Child and Family Research Institute(JCFRI), a questionnaire was sent to each branch of ISS by e-mail. In addition, in response to a suggestion by ISS Canada, the same questionnaire was sent to each province and territory in Canada. 9 branches(the United States, the United Kingdom, France, Germany, Italy, Canada, Netherlands, Switzerland, and Israel) and 2 provinces provided responses to the questionnaire. The results shows 8 countries except the United States ratified the Treaty and developed domestic legislation and the United States will ratify it in 2007. Some countries have legislation on the accreditation and supervision on international adoption agency which becomes one of the biggest issues in Japan. 7 branches answers that there is some penalties on an agency that plays a part in an illegal international adoption, such as deprivation of a qualification, a disciplinary measure, and financial sanctions. In conclusion, by 2008, Japan will be only country which have not ratified the Hague Treaty among G7 countries, so it is suggested that, in terms of protection of children's rights, the role of child guidance centers as public authority should be discussed and establishment of a guideline on administration of adoption agency and procedural requirements are necessary to promote worldwide collaboration.

Keyword : International /Inter-country Adoption, Hague Treaty, Protection of Children's Rights

I. はじめに

山積する子ども家庭福祉政策課題の中にあつて、近年、国際養子縁組に関する問題が注目されつつある。しかし、本テーマに対して福祉的立場から提言を行ったものは限られており、議論のためのデータも十分に蓄積されていない。このため、国際的な観点から国際養子縁組制度のあり方について政策提言を行うことを最終目標とする研究チームを立ち上げた。

本研究は2005年度から2ヵ年計画とし、初年度は、①文献及びインターネットを通して国際養子縁組に関する課題整理を行うとともに、②養子の受入国である開発先進国に対して質問紙調査を行い、さらに2006年度は、養子の送り国である開発途上国の実態と課題を把握し、政策提言を行っていくための基礎データを集積することを目的として研究を進めた。

II. 研究の背景

1 国際的動向

国際的には、国際養子縁組が活発化したのは、第二次世界大戦後である。国内で適当な養親が見つからない戦災孤児が、交通機関等の発達によって、国境を越えて養子縁組をされるケースが多くなったためだが、その一方で、法制度が整わないままの国際養子縁組は子どもの利益を損なうという指摘がなされるようになった。1957年に国際養子縁組の12原則が欧州専門家会議で採択されたことを皮切りに、国際的な検討が重ねられるようになり、1965年にはハーグ¹⁾国際私法「養子縁組の裁判管轄権、準拠法及び決定の承認に関する条約」が制定された。また、1960年代後半からの「南から北へ」の国際養子縁組の増大に伴って現れた人身売買等の諸問題を受けて、1986年には「国内及び国際間養子縁組並びに里親委託に特に関係のある子の保護と福祉についての社会的及び法律の諸原則に関する国連宣言」が出され、1989年には国際養子縁組に関する規定を含む、「児童の権利に関する条約」が制定された²⁾。そして、1965年以降のこうした動向を踏まえ、1993年に「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約(Convention on Protection of Children and Cooperation in respect of International Adoption. 以下、「ハーグ条約」と略)が制定され、国際養子縁組に関する国際協力の手続きが規定されるようになっている。

2 国内での動向

わが国においても、外国人が当事者となる養子縁組は以前より存在し、社会福祉法人日本国際社会事業団 (International Social Services Japan 以下、「ISSJ」と略) のような国際的団体がサービスを提供してきた³⁾。たびたび、新聞報道等によって、その実態が公にされてきたものの⁴⁾、大きな社会的・政治的運動となつて現れたことはない。

また、研究動向に関してみれば、国際私法研究において国際養子縁組を取り上げたものが多く見られるものの⁵⁻⁹⁾、社会福祉研究においては、湯沢ら (2001)^{10, 11)} が国際養子縁組の現状と課題を学際的にまとめている程度で、必ずしもメジャーなシユューとはなっていない。

しかし、現在、インターネットを通じて国際養子縁組に関する状況を垣間見るだけでも、社会福祉的観点からの援助がなされているかどうかはまったく触れられていない、行政書士個人による斡旋手続きの紹介が見受けられるなど¹²⁾、その斡旋機関ないし個人の現況は十分に明らかになっていない。子どもの福祉に十分な配慮がなされていない養子縁組の多様な実態については、依然として断続的にマスコミで取り上げられており¹³⁾、そうしたマスコミ報道を受けて、162回通常国会の厚生労働委員会において国際養子縁組についての質疑が交わされるなど¹⁴⁾、福祉的立場から提言を行っていく必要性はますます現実味を増してきているように思える。

III. 研究対象および方法

ISSJの協力を得て、国際社会事業団 (本部ジュネーブ、以下、ISSと略) 加盟国支部 (19カ国・19カ所) に電子メールを使用して調査票を送信した。調査期間は、2005年12月中の3週間としたが、回収状況が芳しくなかったため、日本を除く先進国蔵相会議 (G7) 加盟各国に所在する支部に対しては2月中にあらかじめ調査票を再送信し、3月には郵送にて回答請求を行った。また、ISSカナダ支部より、各州政府に問い合わせた方がよい旨の連絡を得たので、2月中にカナダ各州・準州に郵送と電子メールで回答を要請した。

調査内容は、我が国において、とくに国際間養子縁組 (inter-country adoption) で課題になっていることを整理しながら、その課題についての法制度的対応を探るべく、次のとおり設定した。①ハーグ条約への批准状況、②国内法整備状況、③国際間養子縁組についての管理・運営、④国際間養子縁組の手続き、⑤養親及び養子候補者の調査内容、⑥養子縁組後のフォローアップ、⑦養子縁組斡旋機関についての法的規制、などである。

なお、調査対象国 (機関) 名が公表される旨をあらかじめ調査票に明記をして、調査を実施した。

IV. 結 果

1. 回収率

19カ国中9カ国から回答があった (回収率47.4%)。回答のあった国は表1に示したようにG7加盟国6カ国とその他の国が3ヶ国であった。

なお、カナダからはISS支部のほか、ケベック州とアルバータ州から回答があった。

2. 各国ISS支部と政府との関係

ハーグ条約は、国際協力のための中央当局及び認可された団体について規定している (第3章 第6条~13条)。各国ISS支部の役割と縁組斡旋の有無ならびに中央当局との関係についてたずねた。

アメリカ、イギリス、スイスの各支部は、国内法 (市民法など) に基づくNPO/NGOで、オランダが財団 (a foundation) であった。

イタリア支部は、中央当局との協定のもと、国際養子縁組に

関するプログラムを実施していた。プログラムの一つには、政府の国際養子縁組を決定する委員会の要請で、代理機関では動けない稀なケース（例えば、パートナーの一人がその国から来たカップルや、イタリア人のカップルがそこに居住している場合など）に限って縁組を行っていた。

ドイツ支部は、国際養子縁組の公認団体ではなく、一般的な情報を提供している団体であった。

フランス支部は、SSAE (Service Social d'Aide aux Emigrants) と呼ばれ、養子縁組の代理機関ではなかった。

フランスは、SSAE の所属機関に OAA (養子縁組のために認可された組織) という機関があり、その機関は、海外事業省と国際養子縁組の中央当局 (ACAI) によって、権限を委任された認可組織である。2006 年 1 月から、ACAI により権限が委任された養子縁組代理機関が設置されているが、相手国と関わる業務については行っていないと回答してきた。

各国の ISS 支部で権限ある当局から認可を受け、実際に斡旋業務を行っているのはスイス、オランダ、イスラエルのほか、G 6 ではイギリスのみであった (表 1)。

ちなみに、各国の国際養子縁組を所管する行政省庁と部局名をたずねた結果、司法省関係が 3 カ国 (ドイツ、スイス、オランダ) のほか、国務省 (アメリカ)、首相府 (イタリア)、海外事業省 (フランス)、教育・技能省 (イギリス)、福祉省 (イスラエル)、保健・社会サービス省 (カナダ) ¹⁵⁾ などさまざまであった。

表 1 各国 ISS 支部と政府との関係

国名	政府の認定	斡旋の有無
アメリカ	市民法による NPO/NGO	×
イギリス	国内法による NPO/NGO	○
イタリア	その他	△
カナダ	その他	×
ドイツ	その他	×
フランス	その他	×
スイス	市民法による NPO/NGO	○
オランダ	財団	○
イスラエル	その他	○

3. 養子縁組団体の認可・監督する法律

上記 2 に関連して、縁組斡旋団体を認可・監督する国内法についてたずねた結果、フランスを除く 8 カ国が国際養子縁組団体の認可・監督する法律があった (カナダは州法)。

イギリスは、1983 年に「養子縁組の代理機関に関する規定」を設け、イタリアは 1998 年の「法律 476 号」で、オランダは、「Law admission of foreign children for adoption」の中で規定されていた。また、イスラエルは法務省と福祉省から認可 (License) を得ていた。フランスは、民間の代理機関はなく、「OAA は自治権のある組織であるが、法的義務は形式的である」と記載があった。

4. ソーシャルワーカー雇用の有無

ハーグ条約は、認可を受けた団体の理事及び職員は「倫理的基準により、かつ、訓練又は経験により国際養子縁組分野で活

動するための資格が認められた者」(第 11 条 b.) と規定し、認可を受けた斡旋団体の職員の専門性を重視している。このため斡旋に携わる職員、すなわちソーシャルワーカーの雇用を定めた規定の有無についてたずねた。

その結果、カナダ、フランス、スイスを除く 6 カ国が「規定あり」の回答であった。

カナダの ISS 支部は斡旋業務を行っておらず、「州・準州政府の責任」と回答があった。その結果、アルバータ州では規定が「ある」が、ケベック州は「ない」との回答であった。

スイスは、ソーシャルワーカーは条件としていないが、「養子縁組に関する経験があること」「子どもを守る専門的な技術があること」「評判が良いこと」などを雇用条件としてあげていた。フランスは無回答であった。

5. ハーグ条約批准の有無

9 カ国すべてがハーグ条約を「批准している」と回答があった。しかし、アメリカ国務省のホームページには 2007 年批准予定 (http://travel.state.gov/family/adoption/notices/notices_2858.html)

と掲載されており、また、ハーグ国際私法会議事務局が 2005 年 7 月に加盟国政府を対象に行った調査結果 ¹⁶⁾ でも、同様の回答であったので、実際の批准国は 8 カ国となる。

6. 国際養子縁組に関する国内法の有無

各国とも、国際養子縁組に関する国内法を整備していた。

1) イギリス

イギリスの国際養子縁組制度は、3 つの法律と 8 つの規定によって細かく整備されていた (表 2)

表 2 イギリスの養子縁組に関する国内法

• The Adoption (Designation of Overseas Adoption) Order 1973 (The designated list) 1973 年養子縁組 (海外の養子縁組に関する規定) に関する命令書 (規定リスト)
• The Adoption Act 1976 1976 年・養子縁組に関する法律
• Adoption (Inter-country Aspects) Act 1999 1999 年養子縁組 (国際間の養子縁組に関する) 法律
• The Adoption (Bringing Children into the United Kingdom) Regulations 2003 2003 年養子縁組 (イギリスに連れてこられた子どもに関する) 規定
• The Inter-country Adoption (Hague Convention) Regulations 2003 2003 年国際養子縁組 (ハーグ条約) に関する法律
• The Registration of Foreign Adoptions Regulations 2003 2003 年海外の養子縁組登録に関する規定
• Adoption and Child Act 2002 (2005 年 12 月 30 日施行) 2002 年養子縁組と子どもに関する法律
• The Adoptions with a Foreign Element Regulations 2005 2005 年外国の諸条件が付随する養子縁組に関する規定
• The Adoptions Agencies Regulations 2005 2005 年養子縁組の代理機関に関する規定
• The Restriction on the Preparation of Adoption Reports Regulations 2005 2005 年養子縁組報告の準備に関する制約規定
• The suitability of Adopter Regulations 2005 2005 年養子縁組者の適合性に関する規定

2) イタリア

イタリアは、ハーグ国際養子条約が採択されたのを機に、1983年3月に公布された未成年者の養子縁組と斡旋について定めた「法律184」(未成年者の養子縁組および養育委託の規定)¹⁷⁾を、ハーグ条約にそった法律として1998年12月に改正した。また、2001年3月に「法律149」を、民法第1巻8章の序文を含む、養子縁組と未成年者の譲渡(取引)が規定される規則に改正していた。

3) ドイツ

ドイツは、国内でのすべてに国際養子縁組の根拠法であることを明記した「Adoption Convention Implementation Statute」(ハーグ条約の施行に関する法律)があった。さらに同条約の第27条1項(養子出身国の法律との関係)¹⁸⁾と第3章(養子縁組の斡旋)に関する法律があった(表3)。すなわち、ハーグ条約第27条1項に応じた法律は「Act on the Effects of the Adoption According to Foreign Law」(海外の法律による養子縁組の効果に関する法律)によって規定され、相手国がハーグ条約を締結している国であるか否かに関係なく、全ての国際養子縁組に有効であると回答があった。

「Adoption Placement Act」(養子縁組の斡旋に関する法律)は、ハーグ条約「第3章 中央当局及び認可された団体」に応じた法律である。代理機関が、正式に公認されるために満たさなければならない必要要件が規定されており、相手国が条約締結国であるか否かに関係なく、すべての国際養子縁組に有効であるとしていた。

表3 ドイツの養子縁組に関する国内法

Adoption Convention Implementation Statute (ハーグ条約の施行に関する法律)
Adoption Convention Implementation Statute (養子縁組の条約の実施に関する付属文書)
Act on the Effects of the Adoption According to Foreign Law (海外の法律による養子縁組の効果に関する法律)
Adoption Placement Act (養子縁組の斡旋に関する法律)

4) フランス

フランスは1998年にハーグ条約を批准し、国際養子縁組に関しては「市民法」によって規定されていると回答があった。市民法は、2002年1月から2004年6月までの5つの法律によると回答があった。

5) スイス

スイスも「市民法」で規定されていた。ハーグ条約の批准とともに市民法の第264条から第269条cまでが改正され、その内容は表4のとおりであった。

表4 スイスの国際養子縁組に関する国内法

市民法：(第264条～第269条c)
264条：一般的な規定 264条b：独身者による養子縁組 265条：年齢の規定と子どもの同意(認識) 265条a-b-c：実親の同意 265条d：養子縁組の決定

- ・266条：大人や障害者の養子縁組
- ・267条a：効力
- ・268条a：手続き
- ・268条b：養子縁組の秘密性
- ・268条c：子どものルーツ・実親の身元についての情報
- ・269条a：養子縁組の取り消し
- ・269条c：公認の団体

6) アメリカ

前述のように、アメリカはハーグ条約に署名しただけで批准をしていない。しかし、ハーグ条約を施行するための法律である「国際養子縁組に関する法律」(IAA)が2000年に議会を通過しており、2007年の批准を控えて移行期にあるといえる。

現在のアメリカ養子縁組制度は、州法によって統制され州によっても異なっていると回答があった。但し、国際養子縁組は次の免除を除き、16歳未満の子どもに対して合衆国法(IAA)により認められていると回答があった。

免除規定とは、同じ両親により養子にされた子どもの実のきょうだいは18歳未満なら養子にしてよいというもので、16歳を超えた孤児たちの場合は、16歳の誕生日前に提出されたI-600申告書があれば養子として認定される(あるいは、同じ両親により養子にされた子どもの実のきょうだいが孤児の場合は18歳誕生日前であればよい)。

アメリカの国際養子縁組は、実の両親が死亡あるいは養子縁組に同意していなければならない。特に子どもたちは、親のうち1人ないしは2人とも死亡しているか、または親から見捨てられてしまっている子どもたちであることが条件である。両親が生存している場合は、養子とすることと、あらゆる親権を放棄することに合意が必要である。

海外のアメリカ市民によって養子となる子どもは、ビザと市民権の最終通知に關しての書類(アメリカへ帰国する数週間以内に作成される)とともに、入国時に自動的にアメリカ市民権を得ることができると回答があった。

7) カナダ

カナダは、「国内でも国際的な養子縁組でも、州・準州の責任の下に規定され、各州・準州では、行政組織と同様に、養子縁組に関して独自の法律や政策がある」と回答があった。

ケベック州は、市民法とハーグ条約を改良した養子縁組に関する規定の他、養子縁組に関してさまざまな法律や条文を改正したと回答があった。

国際養子縁組システムについて規定した国内法の有無についての回答では、国際養子縁組団体が非営利目的であることを証明するための必要な条件に関する規定(法律)及び非営利団体が関与しないで行う国際養子縁組に関する特別な規定(私的な養子縁組 Private adoption=親自身で養子縁組のための手続きを行う)があると回答があった。

アルバータ州は「ハーグ条約に従って行う」と回答があったが、国際養子縁組システムについて規定した国内法の有無についての回答では、ハーグ条約に対応したThe Alberta Child, Youth and Family Enhancement Act and Regulations(アルバータ青少年と家族に関する法律)と規則があると回答があった。

8) オランダ、イスラエル

オランダは「制定している」、イスラエルは、「システムに関して子どもの入国が記述されている規定がある」とのみ回答があった。

7. 国際養子縁組の最終決定者

国際養子縁組の最終決定者について、7つの選択肢を設けて複数回答でたずねた。その結果、①「主務大臣」がイスラエルとカナダ、②「政府が設置した委員会」がイタリア、フランス、③「法律によって権限を委任された公的機関の長」がドイツ、スイス、④「法律によって権限を委任された私的機関の長」がイスラエル、⑤「裁判所の裁判官」がイギリス、オランダ、ドイツであった。

また、アメリカは「その他」の回答であったが、その説明は、「養子縁組は民間養子縁組団体、弁護士 (legal counsel) あるいは国際的養子縁組団体を通してアレンジされる。国際養子縁組が外国の法廷により認められており、州政府へ提出したすべての書類とともに、その子どもがアメリカ市民となる資格を有していること。すべての養子縁組は養親が居住する州の法律により完了されなければならない」とあった (表5)。

表5 国際養子縁組の最終決定者

国名	最終決定者
アメリカ	その他
イギリス	裁判所の裁判官
イタリア	政府が設置した委員会
カナダ	主務大臣
ドイツ	裁判所の裁判官 法律によって権限を委任された公的機関の長
フランス	政府が設置した委員会
スイス	法律によって権限を委任された公的機関の長
オランダ	裁判所の裁判官
イスラエル	主務大臣 法律によって権限を委任された私的機関の長

8. 裁判所の役割

上記に関連して裁判所の役割についてたずねた。その結果、縁組の審判がイギリス (家族裁判所)、オランダの他、カナダ・アルバータ州 (Court of Queen's Bench)・ケベック州 (ケベック裁判所少年審判室) が、養親、養子の調査がイタリア (少年裁判所) などで、他の5カ国は「その他」の回答であった。

その中でアメリカは、「国際養子縁組は養子縁組を願う個人 (あるいは夫婦) と、その国の法令の下に開かれる法廷との間の私的な法律上の案件であり、合衆国当局は養親となる可能性のある人たちのために、養子縁組の行われる国の法廷を介在することはない」と説明があった。

同じくドイツは、①裁判所は国際養子縁組の法的効果について審査を行う。②裁判所の権限は、養子縁組の効果を審査することに制限される。③裁判官は、ハーグ条約に規定された手続きのルールに従って、国際養子縁組の決定がなされたかどうか、再審査することに制限される (例、裁判所が実親の同意を求める)。④裁判官は、養子縁組の決定の際に根拠となった事実について調査をすることができない、などで裁判所の関与は、手続

きがルールに則ってきちんとなされているかどうかの審査のみと回答があった。

フランスは、ハーグ条約を批准している国との縁組に関しては、入国者 (子ども) が正当に認められることを、判決によって申し渡される。また、ハーグ条約を批准していない国とは、単純養子縁組のような状態が続く場合、子どもの出身国で判断された養子縁組を完全な養子縁組に変更するために養親の要求に応じて、養親が居住する地区の法廷に申し立てを行うとあった。

残り2カ国は、決定に不服がある場合 (スイス)、縁組の登録 (イスラエル) などに裁判所が関与するとの回答があった。

9. 国際養子縁組の主な申請者

養子縁組の申請者は、ハーグ条約に「ある締約国に常居所を有する者」(第4章 第14条) とあるように、基本的には、縁組希望者が申請すると回答した国が多かったが、具体的には権限を委託された代理機関や弁護士、代理人などの回答があった (表6)。

表6 養子縁組の主な申請者

国名	申請者
アメリカ	①養親希望者、②権限を委任された代理機関、 ③養親希望者が依頼した弁護士、④弁護士以外の代理人
イギリス	①申請者、②権限を委任された代理機関
イタリア	その他
カナダ	その他
ドイツ	その他
フランス	①申請者、②権限を委任された代理機関
スイス	申請者
オランダ	申請者
イスラエル	権限を委任された代理機関

その他の内容では、カナダでは州・準州の養子縁組当局か、そこで認可された代理機関が申請する。

イタリアは、少年裁判所から国際養子縁組が妥当であるとの宣言が出された後、養親希望者は権威のある代理機関に海外での手続きをしてもらうよう申し込む。子どもと養親希望者が子どもの母国で縁組した後、代理機関は子どもの入国査証を取得するために国際養子縁組のための委員会に申し込む。

ドイツは、養子縁組の申請者は、青少年福祉事務所 (the Land Youth Welfare Office) 所属の地元を管轄する中央養子縁組部局 (the locally competent central adoption office) に連絡をする。地元の青少年福祉事務所の養子縁組に関するサービス部門 (青少年福祉事務所によりハーグ条約の下、国際養子縁組を取り決める権限のある機関)、または国際養子縁組を専門に行う非政府組織の代理機関と相談をする。問題なく進んだ場合、申請者は、縁組を行いたい国 (相手国) を決定し、地元の青少年福祉事務所の養子縁組に関するサービス部門、または養子縁組の代理機関によって養親としての適性が評価される。そして同様にドイツで縁組が可能かどうか判断される。適性に関する報告と補足する書類は、当該国の権限ある機関 (相手国の政府機関か、公認された民間機関) に送付・提出される。相手国の機関が調査をし、縁組を支持した場合、申請者の申込について審議を行い、そして

特定の子どもに関する養子縁組申し込みを、養子縁組をとり行っているドイツの機関に提出する。もし、申請者がある子どもに関して同意を表明した場合、相手国（子どもの母国）の権限ある当局は、その国の法律に従って養子縁組の手続きを完璧に行うか、または試し期間として養子縁組希望者に子どもの養育委託の決定をすることもある。ドイツへの入国を正式に認めた書類が、子どもが入国する前にドイツの外交代表によって相手国に発行される。子どもが事実上、ドイツ国内に永続的に居住するためには、相手国の当局による同意が必要である。一度同意が得られれば、通常は査証のような入国に必要な書類をドイツの外交代表が発行する。

10. 子の受入国と母国との関係

ハーグ条約批准国の場合は、子どもの出身国の国内法の条件に基づく回答した国は、ドイツを除く8カ国であった。

ハーグ条約未批准国の場合は、2国間協定に基づく国は、アメリカ、カナダ、イタリア、フランス、オランダの5カ国であった。

条約未批准国のうち相手国の主務大臣または州・県知事の許可書類を得ることが条件になっている国は、イギリス、カナダ、イタリア、フランスの4カ国。また、孤児施設長などの監護者の同意を条件としている国が2カ国（アメリカ、フランス）、実親の同意を条件とする国はアメリカとイスラエルの2カ国であった。

その結果、アメリカ、フランスが4項目の申請条件、カナダとイタリアが3項目の申請条件であったが、1項目だけのスイスは、「実親の同意と相手国が要求する必要な条件」、イギリスでは、「相手国が未批准の場合、養子縁組の命令書がイギリスで認められないため、国内でもう一度縁組する必要がある」との回答であった。

11. 養子の人数制限と年齢制限

国際養子縁組の養子の人数制限を法的に規制をしているのはイギリス、イスラエル（基本は1人、双子・きょうだいは2人）だけで、障害の有無に関わらず年齢で制限していた。

養子となる子どもの年齢制限は、表7のとおり各国一律ではなかった。最小はアメリカの0歳から、最高はカナダの22歳までであった。

ドイツは、「相手国の制限による」となっており、相手国に委ねていた。フランス、イスラエルは回答がなかった。

表7 子どもの年齢制限

国名	年齢制限
アメリカ	0～16歳未満。但し、州により0歳～18歳まで
イギリス	18歳以下
カナダ	22歳以下（移民法）
イタリア	年齢差18才以上45歳以下。 18歳で成人に達している場合を除いて制限なし制限は養親希望者の年齢
スイス	生後6週間～18歳未満。 養親との年齢差が16歳以上
オランダ	6歳未満。養親との年齢差48歳以内
ドイツ	相手国法律に定められた年齢制限に準ずる

12. 子どもの同意

アメリカ、オランダを除く7カ国から回答があった。子どもの同意を得る年齢を定めている国は、イスラエル（10歳以上）、イタリア（12歳以上）、フランス（13才以上）の3カ国で、他は「子どもに識別能力があること」（イギリス、スイス）や「ハーグ条約に基づく子どもの出身国の法律による」（カナダ、ドイツ）となっていた。なお、ハーグ条約では子どもが18歳に達す前に合意が得られることとなっている（第3条）。

13. 養親希望者の条件と申請時に必要な証明書等

ハーグ条約第15条は、縁組申請者の資格要件を定めて報告書の作成と子どもの出身国の中央当局への送付を求めている。

回答は、アメリカ、ドイツを除く7カ国からあった。各国とも養親希望者への家庭調査（アセスメント）など、ハーグ条約または国内法に依拠していた（表8）。

また、申請時に必要な証明書類等で数の多いのは、アメリカの10種類、次いでスイス、イスラエルが9種類（指紋を除く）の書類が必要と回答があった。表中にないカナダは、アルバータ州が8種類、ケベック州が9種類（相手国による）の回答があった（表9）。なお、フランスの「その他」の回答のなかには、「警察記録の抜粋、アグレマン（養子縁組を行うために必要な承認）、経済状況を正當に判断できるもの」という記載があった。

表8 国別の国際養子縁組の条件

国名	要件
イギリス	・養親希望者の家庭調査（アセスメント） ・申請書の取り扱い（国際養子縁組のケースワークチーム）
カナダ	・州・準州の法律に規定
イタリア	法律149号第6条 ・原則として婚姻期間3年以上（別居の事実なし） ・養親希望者の適性（愛情、養育能力、扶養能力など） ・原則として子どもとの年齢差（18歳以上45歳以内）
フランス	・養親は、県議会の長によって養親として適性があると申渡された者（社会と家族に関する法律に必要な条件明記されている）
スイス	・子どもに識別能力があること（年齢制限なし） ・国内法同様の全ハーグ条約の規定・原則 ・子どもや養親希望者に関する全条件 ・養親希望者に関する明確なアセスメント ・海外で明白な法律上の承認がない場合、1年間養子となる子どもの養育を行う ・子どもの同意
オランダ	・一緒に住む人が独身者や結婚している人は縁組の手続き開始可能 ・養親希望者は、裁判所の登録時、41歳以下 ・養親希望者は健康検査を受けること ・養子希望者は、自身の法的記録の検査を許可すること ・子どもに関係する費用に対して保証人となる ・養親希望者は、準備会議に出席すること ・養親希望者の家庭調査：Child Protection Serviceが行う ・裁判所による認定証の発行
イスラエル	・良好な健康状態 ・扶養能力があること ・犯罪歴がないこと ・子どもと養親の年齢差が48歳以内であること

表9 申請時に必要な証明書等

国名 証明書類	アメリカ	イギリス	イタリア	フランス	スイス	オランダ	イスラエル
①婚姻証明	○	○	○	○	○		○
②住民登録	○	○		○	○		○
③所得証明	○	○			○		○
④離婚証明	○	○		○	○		○
⑤児童の母国 ID	○				○		○
⑥指紋	○						
⑦健康診断書	○	○	○	○	○	○	○
⑧パスポート	○	○			○		○
⑨犯罪歴・虐待歴がないことの証明書	○	○	○		○	○	○
⑩移民法に関する証明	○	○			○		○
⑪その他				○			

14. 入国時に必要な書類

ドイツを除く8カ国から回答があったが、その内容はさまざまであった。

ほぼ共通している書類は、子どもの出生証明書（5カ国）、養子縁組証明書または命令書・決定書（4カ国）、子どものパスポート（5カ国）、査証（3カ国）などであった。その他、健康診断書、子どもの写真（アメリカ）、養親のパスポート、実親の同意書または関係機関からの放棄の証明書、子どもが7才以上の場合のインタビュー報告書、養親の定住証明書など（以上、イギリス）、査証と居住許可書（スイス）などであった。出生証明、パスポート、養子縁組または後見人からの命令書などは査証発行に必要な書類でもあった。

15. 縁組幹旋料の徴収の有無

ハーグ条約は、縁組活動が不当な財政的利得を得てはならないと規定されている（第32条）が、利益を得ることは、9カ国すべてが許可されていなかった。但し、アメリカからの回答のなかに、「1ケースにつき\$0～\$40,000を養子縁組代理機関に支払うこともある」との回答があった（合衆国政府は、養子縁組幹旋団体・個人に対して資金援助をしているとの記載があった）。

関連してISS支部として養親から受取る費用についてたずねた結果、スイス、イスラエルは、申請費用と調査費（スイスは旅費を含むが、イスラエルは含まない）、寄付金を徴収していた。

イタリアは中央当局から依頼された希なケースを行う場合の直接的な費用とトレーニング費用を徴収していた。

フランスのSSAEは、養子縁組の代理機関ではないため費用徴収はしていなかった。しかし、SSAEの所属機関であるOAA（養子縁組のために認可された団体で、権限を委任され、認可された団体）は、「養親希望者には、費用の請求額を事前に公表し、その団体に対する費用、海外との仲介者、通訳者に対する費用をと徴収している」と回答があった。費用の事前公表は、「養子縁組後、補助金によって孤児院が儲ける可能性があるため」と注意書きが添えられていた。

16. 縁組成立後の子どもの国籍

養子の国籍を養親と同じ国籍にする国は、カナダ、オランダを除く7カ国であった。但し、アメリカ、イスラエル、フランスは両方の国籍取得が可能であった。

カナダは、特別な法律がないため養子に市民権が適用され、オランダは、養親がオランダ国籍を持っていれば養子もオランダ国籍となるが、オランダ国内法では外国籍を喪失することに関しての規定がないと回答があった。

17. 縁組成立後の養親の義務

4カ国から回答があった。イタリアは、子どもの状況を少年裁判所へ報告する。フランスとイスラエルは、書面による定期的な報告とソーシャルワーカーによる訪問がある。スイスでは、カウンセリングプログラムへの参加（強制ではない）などであった。

18. 養親に対する補助制度

アメリカ、イタリア、フランスが補助制度「あり」と回答があった。

アメリカは、養子縁組に要した経費はすべての縁組に対して支払われ、また、補助金、貸付金、雇用主手当、税金の支払猶予、助成金など、表10のような優遇措置があった。

フランスは「充実した養子縁組手当がある」と回答し、他に実親と同様の経済的援助を受けられる（イタリアも同様）。

イタリアは国際養子縁組のために負担した費用の減免制度があった。

表10 アメリカの養親に対する補助・優遇制度

補助・優遇制度	内 容
tax credit 税金の支払猶予	養子縁組の費用を支払うのに役立つ。その金額は一家の総収入とその他の養子縁組給付金次第で、税理士に適正な額の決定をチェックしてもらう。
Federal tax credits & tax exclusion 出版（税金猶予と税金免除についての）を探すべきである。	養子縁組を予定している両親はIRS ウェブサイトの養子縁組による税法について情報を得ることができる。両親はIRSの養子縁組税金支払ナンバーと968出版（税金猶予と税金免除についての）を探すべきである。
state tax credits 州税の支払猶予	いくつかの州では、公的福祉システムから養子縁組した家族に対しての州税について定めている。里親委託を得ての縁組に限定しているところもある。
subsidies and reimbursements for children with special needs 助成金と特別な事情に伴う経費の支払	各州は子どもたちの特別な事情を独自に定義しているが、だいたい年長者である、障害がある、マイノリティーに属している、きょうだいと一緒に育てられるべきである、などが含まれている。これらの子どもは養育を容易にするため、州政府は子どもへの補助金と同様に養子縁組の費用として経費を支払う。
reimbursement for adoption costs 養子縁組費用の償還	公的な子どもの福祉施設から、特別な事情のある子どもと養子縁組の成立した家族は、彼らが支払った養子縁組にかかる費用、例えば家庭調査の費用、子どもに会いに行く費用、弁護士費用等を含んだ額を請求できる。合衆国法に基づきほとんどの州は金額制限がある（\$2,000を超えることはない）。

Subsidies 助成金	合衆国と州政府は肉体的、精神的、感情面において特別なケアが必要な子どもたちを育てる養親に対して、助成金(あるいは縁組補助)が支払われる)。加えて、ある子どもたちには、SSI あるいは医療が適用される。
Employer benefits 雇用主手当	多くの労働者は養子縁組をした家族に雇用主からの手当を受ける。子どもが家に来たとき給与の支払があるとうるまいと助成金その他の援助を受けていても可能(会社の人事部が可能な手当についての情報を提供できる)。
adoption loans and grants 養子縁組貸付金と補助金	養親は養子縁組にかかった費用のいくらかを相殺するために借入金や補助金を受けることは構わない。その計画はそれにふさわしい縁組のタイプによるか、経済的事情またはその他の特別な優先される事情があるとき。

19. 養子に対するフォロー

縁組成立後、養子に対するフォローにたずねた結果、権限を委託された機関による定期的な訪問をしていると回答した国は6カ国であった。

アメリカは、「州のソーシャルワーカーによるレポート」、イタリアが「家族の同意を得て定期的に訪問」、フランス、スイス、カナダが「相手国と同意した機関の心理士、ソーシャルワーカーによる訪問」、イスラエルが「半年に2回の訪問」などであった。

当事者グループへの参加はアメリカ(契約があれば)、イタリア(開設者は認可された団体であること)、スイスでいずれも自主的参加で義務とはなっていなかった。

また、ルーツ探しのための旅費支給の有無では、アメリカが「事前に契約があれば支給」という回答であった。

20. 国際養子縁組件数と養子の出身国

ハーグ条約批准年月以降の取り扱い件数をたずねたが、一律ではなかった。回答のあった6カ国の件数は表11のとおりであった。フランスは批准した年月も早いいためか29,176人であった。また、養子の出身国は中国、旧ソ連圏、中南米などであった(表12)。

なお、スイスは、2002年の主要出身国として、アジアでは、インド、タイ、ベトナム、カンボジア。中南米では、コロンビア、グアテマラ、ブラジル、ハイチ。東ヨーロッパでは、ロシア、ウクライナ、ルーマニアをあげていた。

表11 国際養子縁組延人数

国名	批准年月	延べ人数
イタリア	2000年1月	13,338*
フランス	1998年6月	29,176
スイス	2002年9月	500(但し、批准前)
イスラエル	1999年2月	4,700
ドイツ**	2001年11月	506(2000年度)
アメリカ	未批准	12,000~18,000(年間)

*2000年11月16日~2005年12月31日

**ハーグ国際私法会議ホームページより

表12 縁組が成立した上位3カ国

国名	1位	2位	3位
アメリカ	中国	ロシア	グアテマラ
イタリア	ウクライナ 2,761人	ロシア 2,079人	コロンビア 1,240人
フランス	ハイチ	中国	ロシア
カナダ	中国	ハイチ	ロシア
ドイツ*	ロシア 149人	ウクライナ 56人	コロンビア 47人
オランダ	中国 800人	コロンビア 104人	エチオピア 72人
イスラエル	ロシア	ウクライナ	ベラルーシ

*ハーグ国際私法会議ホームページより。アメリカは2004年値、ドイツは2004年度値

21. 日本人の国際養子

日本からアメリカへ縁組した日本人養子は、2001年の数字として41人の回答を得た。しかし、他の国からは「わからない」「わからないが、多分いない」の回答であった。

22. 正規の手続きによらない養子の入国の有無

5カ国から回答があった。その理由として考えられることは、「性の搾取の対象・人身取引」「母国の状況が生活困難・労働者」(アメリカ、イギリス)、規定を満たしていない子どもの誤認申請(イタリアとオランダ)の事例をあげていた。

23. 縁組の情報管理場所と管理機関

国際養子縁組記録の管理は、中央政府が管理している国は、アメリカ(市民登録時)、イギリス、イタリア、スイス、イスラエルの5カ国、州政府・地方政府が管理している国は、アメリカ、カナダ、スイスの3カ国、縁組代理機関がアメリカ(内部資料として)、イタリア、スイス(養子のルーツ管理)などであった。またオランダは、「license holder」と呼ばれる政府から認定された民間団体が管理していた。

フランスは、個人の出自に関する情報へのアクセスに関する国家的な会議機関(CNAOP)で管理していた。

情報管理が法律によって規定されている国は5カ国で、保存期間は20年以上から無期限までと、比較的長期の保存を定めていた(表13)。

表13 縁組書類の保存期間

国名	法的期間	ISS支部期間
アメリカ	無期限	数年保存後、文書局で無期限保存
イギリス	75年以内	76年以内
フランス	100年	—
オランダ	20年以上	99年以上
イスラエル	永久的	—
イタリア	規定なし	80年以上
カナダ		
ケベック州	99年以上	—
アルバータ州	100年以上	—

24. 不法な縁組を行った団体への罰則規定

フランスを除く7カ国に罰則規定があった。罰則の内容は、理由や州によりライセンスの剥奪あるいは停止（アメリカ、スイス、イタリア）、懲戒、財政的な制裁（スイス）、ケースによって5,000から25,000ユーロの罰金（ドイツ）、カナダは「州、準州の責任で罰則規定がある」と回答があった。

V. 考 察

本研究は、ハーグ「国際的養子縁組に関する保護及び協力に関する条約」批准国における国際養子縁組制度の実態を把握して基礎的なエビデンスを収集するとともに、国内での国際養子縁組制度のあり方について提言を行うことである。その背景には、日本人養子の縁組斡旋から出国までのプロセスと、出国者数を含めてその実態が不明瞭であるという、国内事情があるためである。

以下、ハーグ条約と今回の調査から明らかになった各国の実態から、わが国が今後選択すべき課題について検討することとする。

1. ハーグ条約批准の国際趨勢

子どもの権利擁護の立場から定められた、ハーグ条約は、国際私法として1995年5月の発効からすでに10年を経過している。

本調査に回答のあった批准国は、ハーグ条約発効以降国際養子縁組に関する国内法を整備しており、国際養子縁組の単独法を持つイギリス、ドイツ、カナダ（アルバータ州）、そして市民法などの既存の法制度を改正したフランス、イタリアなどの対応を概観すると、血縁を重視する日本と比べると縁組実績を見る限り歴史、文化、宗教、児童観など基本的な相違があるように思われる。

一方、日本と同じ未批准国であったアメリカは、合衆国法として国際養子縁組法（IAA）を整備するなど、2007年批准に向けて準備が進められており、2007年にはG7加盟国中、日本のみが未批准国となる可能性が高いといえる。

2. 斡旋団体の法的位置づけと不当な利得の規制

アメリカが批准することにより、アメリカでの縁組手続きはハーグ条約の規定に沿って行われるので、少なくとも権限のある当局または中央当局から認可を受けた団体による書類審査を経ることになる。これにより州ごとに異なる複雑な斡旋団体及び個人のエージェントによる斡旋は、一定の基準化が計られることになる。すなわち、権限ある中央当局から認可を受けていない個人、団体による縁組申請及び報告書は、ハーグ条約批准によって中央当局または認可を受けた団体にしかできない（第22条第5項）ため、一定の規制がかかることになる。

また、同条約の32条では、私的斡旋行為による高額な寄付金や不合理な報酬を禁じ、違法な斡旋を含むいわゆる「闇」の部分の制限している。今後、アメリカ国内での養子縁組手続きは、書類上一定の歯止めがかかることになる。

3. 斡旋団体の専門性の問題

上記に関連して同条約では、認可を得ることができる団体は、委任された任務を適切に遂行する能力があり（第10条）、非営利目的のみを追求し、倫理基準により、訓練または経験により国際養子縁組分野で活動するための資格を認められた者が理事または職員であること（第11条）と規定されている。

今回の調査では、ソーシャルワーカーの雇用を定めた規定の有無についてたずねた結果、イギリス、ドイツ、イタリアなど6カ国が雇用義務に関する「規定あり」と回答があり、専門的な教育を受けた有資格者が携わっていた。

国際養子縁組は、相手国の法・制度や民族、宗教、文化を尊重しながら、子どもの権利擁護に立った専門的な調査が必要になる。とりわけ、各国とも養子となる子どもからの「同意」を得る年齢を定めており、訓練を受けたソーシャルワーカーや心理士などの有資格者の雇用を認可の必須要件とすべきであろう。

わが国でこれらの要件を満たしているのは、社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ）と社団法人家庭養護促進協会等が該当する程度である。両団体等のように、行政機関や第三者機関による指導・監督を得ることにより、事業の透明性と専門性を明確にした団体を認可する必要がある。このことは、ハーグ条約の批准以前の問題でもある。

4. 児童相談所の位置づけ

ハーグ条約前文には、「各国が、第一義的には子がその出身家庭の保護の下にとどまることができるための適切な手段をとるべき」として、国内での養育を前提にしおり、国際養子縁組はやむを得ない場合の措置といえるものである。それ故に子どもの最善の利益が優先されなければならない。しかし、わが国の国際養子縁組は、子どもの最善の利益よりも「親の都合」でされることが多く、児童の権利に関する条約にも反するといえる。

このように子どもの最善の利益と権利擁護の立場から、縁組申請要件の中に児童相談所長の経由を明記することが考えられる。わが国の現行国内法では、家庭裁判所への申請が中心であり、制度的には児童相談所を経由する義務はない（厳密には、児童福祉法第25条により、要保護児童の通告義務があるものの、国際養子縁組に関しては機能していない）。

しかし、児童相談所は要保護児童の援助と措置権を持つ子どもの権利擁護の実践機関である。医師、児童福祉司、児童心理司などの専門職が配置され、子どもや実親と養親の調査など、事前に必要な情報を把握することが可能である。とりわけ、実親子の身分関係が断絶する特別養子縁組の審判には、児童相談所による養親と子どもとのマッチングを含む、子どもに関する調書と意見書を提出することを要件とするガイドラインが必要であろう。

5. 家庭的養護の促進

前述のようにハーグ条約では、子どもの最善の利益を保障するために国内での子どもの家庭での養育を第一義に掲げている。わが国要保護児童の殆どは施設養護によって処遇され、子どもの最善の利益が保障されているとはいえない。その一方で、家庭的養育である里親制度は、委託里子数は伸び悩み、里親の高齢化、被虐待児の増加にともなう養育困難事例など、課題も多い。そして、こうした制度的課題を背景にアンダーグラウン

ドな国際養子縁組が行われているとの現場の声も聞く。

実親による養育が困難と判断された場合は、国内での特別養子縁組か、里親による家庭的養育の選択が、まず優先されるべきであり、それがハーグ条約の主旨に合致する本来の姿でもある。子どもの知る権利や将来の自立を保障するためにも、国内における子どもの権利保障を優先すべきである。

6. 出入国管理上の対応

現在の法制度では、例え乳児であってもパスポートと査証が発給されていれば国外へ出国できる。例え、人種が異なっていたとしても合法的であるので阻止することはできない。仮に質問するとしても、実親または監護者の同意書があればそれ以上のことはできないであろう。しかし、養子となって国外へ出国する子どもにとっては、養子受入国での移民手続きや国籍の問題が国、州によって異なり、自分のルーツ探しや、当該国での養子縁組破綻などが起きた場合の保障が将来不透明のままである。また、これと同時に、わが国との間で国際養子縁組が行われることの多いアメリカとの関係においては、「出身国の権限ある当局により次の措置がなされた場合でなければこれをしてはならない」との規定（第4条）がハーグ条約にあることにより、具体的には縁組可能であることの認定等の手続きについて、我が国の権限ある当局が関与していることが、アメリカのハーグ条約批准に伴い求められることとなるものと思われる。不当な国際養子縁組を予防するために、このような国際協力が求められることを認識しておく必要があり、この意味でも、法務省、外務省との具体的な協議が望まれる。

7. 今後の課題

いわゆる先進諸国においては、押しなべて、ハーグ条約という共通ルールの俎上において、国際養子縁組における子どもの利益保障のための仕組みを導入していることは本年度調査からも明らかになった。

しかし、さらに詳細なデータを得るためには、アメリカの州レベルの実態を把握する必要がある。特にアメリカは日本からの養子縁組は少なくないので、州政府および縁組斡旋団体を対象にした聴き取り調査が有効であると思われる。

一方、養子の母国（ほとんどが開発途上国）の実態も把握する必要がある。受け入れ国の多くは、ハーグ条約未批准国の場合は2国間協定を締結し、ハーグ条約に基づいて書類作成を行っているとの回答であったが、養子を送る側の国の実態は明らかではない。

※ 調査票作成を始め、調査プロセス全般にわたってご助言いただいた大森邦子様(社会福祉法人国際社会事業団日本支部事務局長)、ご回答いただいた国際社会事業団各支部及びカナダ2州の担当官の方には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

【主要参考文献等】

- 1) オランダ語名ハーグ(Den Haag)、英語名ヘーグ(The Hague)。司法分野では「ヘーグ」と表記している文献が多い

- 2) 大沼保昭編集代表. 国際条約集 2006 年版, p 306, 東京:有斐閣, 2006
同条約第 21 条は、【養子縁組】について定めており、「養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保する」とし、(a) から (e) 項の中で、養子となる児童の同意、国際養子縁組に関する不当な金銭利得の禁止、2 国間又は他国協定の締結、権限ある当局又は機関による斡旋などについて規定している。
- 3) 社会福祉法人日本国際社会事業団編, 国境を越えて愛の手を 日本国際社会事業団 45 年のあゆみ, 1998
わが国では、国際社会事業団の前身となった日米孤児救済合同委員会が 1952 年に発足し、1959 年 9 月に第 2 種社会福祉事業を行う社会福祉法人の認可を受けて同事業団が国際養子縁組事業を引き継いでいる。
- 4) 朝日新聞朝大阪本社が 1994 年 1 月から朝刊社会面（大阪版）に「赤ちゃんの旅立ち」の見出しで 10 回連載し、翌 1995 年に「海を渡る赤ちゃん」を出版した。
- 5) 奥田安弘. 家族と国籍(補訂版), 東京:有斐閣, 2003
- 6) 奥田安弘. 国籍法と国際親子法, 東京:有斐閣, 2004
- 7) 梶村太市. 養子事件の法律実務, 名古屋:新日本法規出版, 2003
- 8) 泉 晶子. 国際養子縁組における子の利益保護, 立命館法政論集 第 3 号, 191-229p, 立命館大学大学院法学研究科, 2005
- 9) 清水 馨. ヘーグ国際私法会議第十七会期の概要—国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約を中心に—, 民事月報, 48 (11) p56-73, 1993
- 10) 湯沢雅彦監修. 養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題—, 東京:日本加除出版, 2001.
- 11) 湯沢雅彦編著. 里親制度の国際比較, 京都:ミネルヴァ書房, 2004
- 12) 行政書士、弁護士などのホームページには、国際結婚、国際離婚とともに国際養子縁組の手続きなどが掲載されている。また、台湾、ベトナム、中国などからの国際養子縁組の手続や連れ子の養子縁組などの相談案内などが見られる。
- 13) 読売新聞東京本社が 2004 年 9 月 20 付朝刊 1 面と社会面で「寄付金 550 万円、子ども商品扱い」の見出しで報道。10 月 5 日から「赤ちゃんあつせん」を社会面に 5 回連載し、国際養子縁組の実態と問題点を指摘した。
- 14) 2005 年 3 月 15 日開催の参議院厚生労働委員会において、遠山清彦議員（公明党）が国際養子縁組の実態、斡旋業者の規制、ハーグ条約の批准などについて質問し、政府に対して実態把握と批准に向けた研究を早急に進めるよう要望した。
- 15) ケベック州は省名不明、所管部署名は国際養子縁組事務局、アルバータ州は児童サービス省
- 16) ハーグ国際私法事務局, Questionnaire CLH Juillet 2005
- 17) 小谷眞男. 6. イタリア法における「養育委託」, (財) 地域社会研究所編. 養子と里親を考える会 (代表 湯沢雅彦) 調査研究報告書, 養子・里親斡旋問題の再検討と改革の提言, p 340, 1999
- 18) ハーグ条約第 27 条 1 項: 出身国で認められた養子縁組が既存の法律上の親子関係を断絶する効果を持たせない場合には、その養子縁組は、次の各号に該当するとき、この条約にしたがってその養子縁組を承認する受入国において、そのような効果を有する養子縁組に変換することができる。A. 受入国の法が認めるとき、B. そのような効果を有する養子縁組のために、第 4 条 c、d に掲げる同意が与えられるとき。